項目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入
コア資本に係る基礎項目 (1)	1 120 - 12	杜旭伯間による小昇人額	110-110	杜旭相圏による小界人
当の一般では、日本には、日本の一般では、日本の一般には、日本	1 020 056		1 020 111	T
	1,930,956		1,938,111	
うち、出資金及び資本剰余金の額	204,724		204,999	
うち、利益剰余金の額	1,734,407		1,741,309	
うち、外部流出予定額(△)	<b>▲</b> 8,175		▲ 8,198	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11,691		10,560	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11,691		10,560	
うち、適格引当金コア資本算入額			_	
商格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
上地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のう 5、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	261,033		234,930	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,203,681		2,183,601	
コア資本に係る調整項目 (2)	_,,, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,		_, ,	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		1,078	202	808
うち、のれんに係るものの額		1,070		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		1,078	202	808
うらいの100g0 ヒーケーグ・ケーとフラグ・ブイブに振るもの以外の顔		1,076		800
		_		
適格引当金不足額		_		_
正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_		_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_		_
前払年金費用の額		_		_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		_		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_		_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 		_		_
言用協同組合連合会の対象普通出資等の額	_	_	_	_
寺定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
寺定項目に係る15パーセント基準超過額		_		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)			202	
日では、日本に下の同正項目の領(ロ)			202	
	0.000.601		0.100.000	T
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) Jスク・アセット等 (3)	2,203,681		2,183,399	
	45.005.005		4= 000 000	
言用リスク・アセットの額の合計額	15,885,637		17,923,896	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	431,152		430,882	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。)	1,078		808	
うち、繰延税金資産				
うち、前払年金費用				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	<b>1</b> 50,000		<b>1</b> 50,000	
うち、上記以外に該当するものの額	580,074		580,074	
ナペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	886,425		838,887	
言用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_		_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	16,772,062		18,762,783	
コスタイプ と 別で寺の銀の口前 銀 (二)	10,772,002		10,702,703	
10只个儿子			11.63%	

<sup>(</sup>注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 1. 自己資本調達手段の概要 (平成26年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外は、地域のお客様による出資金にて調達しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は 国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。繰延税金資産につきまして は計上しておりません。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎にかかげる業務計画に基づいた業務 推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。